

## 令和3年度第1回図書館協議会

開催日時	令和3年8月3日（木） 午後2時30分～午後4時40分	
会議場所	阪南市役所 3階 全員協議会室	
出席者	会長	嶋田 学（京都橘大学）
	会長代行	谷本 美由貴（阪南市みんなの図書館を考える会）
	委員	下林 奈央（阪南市立鳥取中学校）
	委員	岡田 勝志（阪南市立朝日小学校）
	委員	金寄 弥生（本のリサイクル運営委員会）
	委員	山口 三智子（図書館フレンズ）
	委員	高萩 綾子（大阪府立中央図書館）
	委員	福井 貴子（大阪府立泉鳥取高校）
	委員	頭師 康一郎（市民公募委員）
事務局	生涯学習部長	伊瀬 徹
	生涯学習推進室長	矢島 建
	図書館長	加藤 靖子
	図書館長代理	井上 真理
	図書館主幹	森下 喜代子
欠席者		宮元 早苗（阪南市立はあとり幼稚園）
		森本 典子（阪南市子ども文庫連絡会）
傍聴者	4名	

事務局	<p>配布資料の確認</p> <p>令和3年度第1回阪南市立図書館協議会を開会する。本日の協議会は阪南市立図書館管理運営規則第26条第2項で、委員の過半数が出席しており、成立している。</p> <p>委嘱状の交付</p>
教育長	<p>挨拶</p> <p>本日は第1回目ということで、まずは委員の皆様方の中から、会長と会長代行をご選出いただき、会長様のもとで、議題について、積極的なご意見を願います。</p>
事務局	<p>橋本教育長は本日、公務のためここで退出させていただきます。</p> <p>各委員自己紹介</p>
事務局	<p>会長、会長代行の選出を行う。立候補をさせていただける方はあるか。事務局から提案させていただいてよいか。会長は嶋田委員にお願いしたいが、いかがか。（異議なし）</p> <p>引き続き会長代行の選出については、会長に指名をお願いします。</p>
会長	<p>では、会長代行には、みんなの図書館を考える会の代表をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、阪南市立図書館管理運営規則第26条第1項により、これからの議事の進行を、会長にゆだねる。</p>
<b>案件1</b>	<b>令和2年度事業報告について</b>
会長	<p>令和3年度第1回、阪南市立図書館協議会の議事に移る。案件1令和2年度事業報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>図書館年報をもとに説明する。1ページ、阪南市の概況は人口が昨年より805人減少している。3ページ、マスターズカフェがNHK厚生文化事業団の「第4回認知症とともに生きるまち大賞」を受賞した。詳細は32ページ。設備面では、大阪府新子育</p>

	<p>て支援交付金を活用し、簡易授乳室、ブックカート、多読用図書の回転書架を購入した。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を利用して、書籍除菌装置、カウンター・閲覧機の飛沫防止パネル、サーマルカメラの設置、洗面台の自動水栓化を行った。4ページ、予算については、昨年度とほぼ同額の図書費を確保しておいた。平成25年度開始の雑誌スポンサーについては、12ヶ所の事業所・団体から22タイトル、15名の個人から、22タイトル、計44タイトル提供していただいている。9ページの利用状況については、コロナ禍による臨時休館の影響が大きく、図書館の貸出は約20%、自動車文庫の貸出は約23%減少している。13ページ、年齢別貸出状況を今年度より掲載した。大学生世代の貸出だけが前年より増加している。大学がリモート授業となり、地元の図書館を活用したためかと分析する。20ページ、全国の中で見てみると、市民1人当たりの貸出冊数が、徐々に下がってきているが、大阪府下の平均、全国平均と比較すると、よく利用されている。同規模自治体77市区中14位、予約件数は9位だった。21ページ、新型コロナウイルス感染拡大防止対応をまとめた。館内立ち入り制限し、予約した本の貸出だけを行った時期があったので、Web予約の利用件数が約4500件増加した。17ページに予約リクエスト冊数の集計表を記載している。22ページからの各種事業では、絵の本ひろばをコロナが落ち着いていた秋に、幼稚園で1回、図書館誕生日イベントの一環として1回、実施できた。図書館誕生日企画の読みメンおはなし会では、マスターズカフェの70代80代の男性等、総勢6名にご協力いただいた。お正月には子ども向けの絵本くじと、大人向けの福袋貸出を行った。31ページ、平成29年開始の本のリサイクル運営委員会によるリサイクルブックつながりの活動実績についても、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響で、売上げが減ったが、雑誌スポンサーは継続していただけた。32ページ、認知症にやさしい図書館プロジェクトとして、マスターズカフェに協力している。また、阪南市聴覚障害者協会、手話サークル、市民福祉課職員の協力により、手話カフェも月に2回開催されている。</p>
会長	この件について何か質問はあるか。
委員	13ページの年齢別貸出状況だが、登録者数となっているのは貸出者数の間違いではないか。年代別の登録者数が13から15歳になると、がくんと減っている。

事務局	<p>登録者数は、間違いでない。小学校で一年生が入学するとき、図書貸出券申込用紙を配布しているので、数字が高くなっている。有効期限は通常5年だが、小学生期間を鑑み、6年間有効としているが、この期間が切れて、中学生で更新できていないため、こういう下がった人数となっている。</p>
委員	<p>理解した。13歳から18歳で文字どおり、桁が違うような状況になってしまう。特に貸出者数は、一気に減ってしまっている。図書館だけでどうにかなるような数字ではないと思うが、今後、どうアプローチをされていくのか。</p>
館長	<p>中高校生の利用の低下は図書館としても大きな問題と感じている。ヤングアダルトコーナーを作ってみたところで、足を運んでもらえず、足を運んでもらえなければ借りてもらえない。中高生に人気のある本を書評等で選んで選書して購入するという消極的な対策しかできていないのが現状である。</p>
委員	<p>昨年のコロナ禍でいろんなイベント等が中止となっしまい、休館の期間もあったが、その間にどのように図書館のことを市民に対してアピールしたのか。開催できなかったイベントの代替りの手立てとして、何をされたのか。26ページに毎月の特集のテーマが載っているが、利用者のニーズも変わっていく新しい生活の中で、テーマ展示でどうしてそれを取り上げなかったのか。さまざまな変化の中で、図書館として1年間どう対応されていたのか。</p>
館長	<p>休館中に図書館のホームページに、青空文庫をはじめ、子ども向けのサイトなどのリンク集を公開した程度である。</p>
委員	<p>中高生へのアピールであれば、ツイッター、インスタグラム、SNSの活用等いろいろある。図書館に来られない方々のために、情報発信をしたほうがよかったのではないかと市民としては感じた。一方で、素晴らしいなと思ったのは、34ページの研修参加で、研修もなかなか実施されない中、ウェブ研修を活用され、少ない予算の中で、たくさん参加されている。</p>
会長	<p>他の委員の皆さん、いかがか。</p>

委員	<p>最初のコロナの交付金で府内の子どもたちに一律2000円の図書券が配られたので、府立中央図書館は、それで買ってもらいたいような本を、ツイッターを活用して紹介した。3月には、府立図書館でも中高生の利用が非常に少ないので、Instagramのアカウントを開設し、同学年の薦める本であれば興味もてるかと、ポップの広場というコンテストで過去に中高生が作った優秀作品の紹介をした。</p>
会長	<p>他の委員の皆さんはいかがか。</p> <p>どうしても中高生世代は、公共図書館の利用は、低迷するということが全国的な傾向だが、例えば中学校の生徒は、図書館をどんな感じで使っているのか、事務局の方で何か把握しているか。</p>
館長	<p>学校図書館司書連絡会に図書館の司書が行って、情報交換することもあるが、昨年はあまりできていない。一昨年、絵の本ひろばを協議会委員がおられる中学校で実施することができ、昨年度も実施する予定だった。続けることで市立図書館に足を運んでもらうきっかけになればと考えていたが中止になってしまった。</p>
会長	<p>コロナ対策で図書館の職員が別の業務に応援、ということもあったかと想像する。高校中学校の代表で来られている委員の方から、今までの委員からの意見の補足とか、公共図書館に望むこととかがあれば、ご発言いただけないか。</p>
委員	<p>鳥取中学校ではコロナでなかなか図書館に行けず、学校の図書室も図書委員による貸出等は1年以上休止している。去年4月に完成した新校舎には、天井までの大きなガラス窓のあるフリースペースがあり、地域の方に家具などをご寄附いただき、「小さな森の図書館」ができた。カウンターやベンチのあるおしゃれなカフェのような雰囲気である。そこに本棚を設置し、簡単に読めるもの、新しい色みの本を置き、図書室が開館していなくても、移動教室等の通りがかりに本が手にとれるようにしている。また放課後そこで宿題をしたり自習をしたりする子もいる。図書室の開館は、司書の勤務がある週3日のみだが、図書室が開いていない時間帯でも本に触れる機会がつかれるように工夫している。人気の本も、市立図書館に行けば予約をして待たなければならないが、図書室ならまたなくて借りられると</p>

委員	<p>宣伝するなどしながら、何とか生徒たちを惹き付けようとしている。</p> <p>泉鳥取高校でも3年ぐらい前から、廊下で自由に勉強できるように机や椅子を置き、校長が自費で買ってきてくれた本を並べている。食堂にも図書のコナーを作らせてもらい、自由に読めるし、貸出の手続きなしに持っていってもよいことにしている。それには先生方の協力が必要で、紛失しても構わないから、とにかく目につくところに本を置くことから始めている。毎月、通信を生徒全員に配っているの、ご家族の方が見られて、借りに来てくれることもある。新聞コンクール等も利用しており、記事や材料を探すために、図書館に来る。いろんな問題を抱えている生徒がたくさんいるので、そこにうまく本を結びつけていけるよう、本を何とか読んでもらおうという努力が続いている。高校生の生活スタイルでは、市立図書館に行くのは非常に難しい。帰宅時間はかなり遅く、アルバイトをしている子がほとんどである。生徒たちは朝も帰りもコンビニを利用するので、連携する方法があればいいと思う。学校近辺の緑ヶ丘の市民の方にも、本の貸出を始めている。</p>
会長	他にこの件でご意見はないか。
館長	なかなか市立図書館まで足を運ばないというところは実際その通りで、次の案件にもなるが、電子書籍の導入で少し突破口になればと考えている。
会長	案件1について他にないか。特にないようであれば、案件2について、事務局から説明をお願いします。
<b>案件2</b>	<b>令和3年度事業について</b>
事務局	<p>資料2、主要事業説明と、資料2-1、予算概要をあわせて説明する。資料2の上から三つ目、自動車文庫事業については、現在の車両は平成11年から使用しており、老朽化が進んでいるため、コミュニティ助成を受け更新することになった。新車両は軽トラックベースで、積載冊数は約600冊の小ぢんまりした車になるが、狭いところでも巡回できるようになる。スペースの問題もあり、巡回していなかった幼稚園や保育所、高齢者施設な</p>

	<p>ど、幼児と高齢者を中心としたサービスに切り替える予定である。資料2-1、予算概要の、18節備品購入費のうち、5,529千円が、自動車文庫車両購入費である。裏面の下から二つ目、森林環境譲与税活用事業として、サラダホールエントランスに本のある居場所をつくるため、木製書架やブックトラックを購入する。また、資料2の3、はんなん里山塾として、森林インストラクターによる郷土の山を知る講座を開催する。9月と10月に延期になっているが、定員を超える申し込みがあった。資料2の一番下、図書館パワーアップ事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業である。図書のセルフ貸出機が近日中に利用開始予定となっている。また、今年度の図書館システムの更新とあわせ、電子書籍の導入を行う。令和3年度の図書館費総額は合計58,092千円で、前年度と比べると交付金等により約27,600千円の増額となっている。また、大阪府の新子育て支援交付金では、児童書購入や講座開催など、2,525千円を申請している。</p>
会長	<p>この件について、ご質問等いかがか。</p>
委員	<p>絵本で育む子どもとのふれあい事業に、英語多読コーナーの充実とあるが、これはこの事業の中に入るのか。利用者が非常に限定的なような気がする。</p>
館長	<p>解釈を少し拡大していただくと、英語多読の絵本も子育てに関わる部分があるといえる。今年度はCD付きの英語絵本も購入した。7月に貸出を開始したところである。親子連れの方に、興味を持っていただいている。100冊のベストセラーやロングセラーの絵本にCDがついたもので、英語絵本を通じて、親子のふれあいという方向に持っていきたいと考えている。</p>
委員	<p>語学に限らず英語全般の資料ということか。</p>
館長	<p>英語絵本という形でつなげる。絵本がキーワードとなり、子育てにつなげるということである。</p>
委員	<p>図書館のパワーアップ事業で、システム更新と電子図書館の導入が決定しているということだが、この電子図書館の資料はどういったラインナップになるのか。</p>

館長	<p>ラインナップとしては、子どもたちの学校での英語授業やギガスクール、調べ学習や外国語学習に役立つような資料も含めての選書を計画している。もちろん大人向けの資料もだが、特に充実させていきたいのは中高生にアピールするような資料である。市として英語教育に力を入れていこうという流れもある。英語ナレーション付きのリードアロング絵本などを選書の中に含めていきたいと考えている。</p>
委員	<p>今年度システム更新ということだが、学校図書館との連携は可能か。配送の問題はあるが、中高生の利用にも繋がると思うが、いかがか。</p>
館長	<p>連携については検討をしてきたが、今年の4月に学校図書館のシステムが更新されている。更新の時期をそろえての検討になるので、次のタイミングまでに、と考えている。本の配送については、今後自動車文庫の小型化にあわせて、あらたな仕組みをつくりたいと考えている。</p>
会長	<p>他にないか。</p>
委員	<p>自動車文庫新車両についてどのようにアピールするのか。</p>
館長	<p>広報で自動車文庫の巡回場所を募り、抜本的に見直して、新しい場所に出かけていく。また幼稚園保育所等の児童関連施設や高齢者施設にも希望があれば巡回したい。今まで行けなかったところ、なかなか図書館に足を運べない人たちのところに本を届けたいと考えている。</p>
委員	<p>中・高生は広報をあまり見ない。PRが大切だと思うので、インスタグラムやツイッターなどを使ってやってみてはどうか。新車両にするのであれば、デザインを奇抜にするなど、インスタに載せたいような車両にするとか、そういうアプローチもよいのではないかと思った。</p>
会長	<p>よく移動図書館などのデザインを公募するという形で、それ自体がプロモーションになるということもあるかと思うので、先ほどのご意見を踏まえて、検討してほしい。他にこの件についてご意見はあるか。</p> <p>それでは案件3の指定管理者制度導入の取り組みについて、事</p>

<p style="text-align: center;">案件 3</p> <p>館長</p>	<p>務局から説明をお願いする。</p> <p style="text-align: center;"><b>指定管理者制度導入の取組について</b></p> <p>「あしたの図書館」とは、暮らしに役立つ図書館、知的好奇心に応える図書館、子どもの可能性を伸ばす図書館、協働と連携を進める図書館という阪南市立図書館の四つの基本方針に基づいて、市民が育てる持続可能な図書館を目指した図書館のかたちである。これは、運営主体が直営でも指定管理者でも、変わらない。前回までの協議会では、このあり方というのは直営でないと実現は難しいのではないかというご意見があり、市としては実現の仕組みづくりが肝要であるというお答えをしていた。今回の資料3が仕組みの案であり、指定管理導入後のイメージ図である。横長の資料3の下部分が文化センター・図書館、公民館が指定管理者の運営による社会教育施設になっている。上の部分が教育委員会事務局で、生涯学習推進室で指定管理者への指導や助言等を行う。図書館担当司書と文化センター担当職員と中央公民館職員が連携して、生涯学習センター的機能を作り、指定管理者はもとより、団体やボランティアの皆様との調整を行いたいと考えている。資料の3-2も前回までの協議会で配付したものとほぼ同じ内容である。修正のあった5番の導入スケジュールを説明する。今年12月の議会での図書館条例の一部改正を予定しており、それに先立ち10月9日の土曜日に市民説明会を企画している。条例改正については、指定管理者による図書館運営を可能とするためのものである。その後、指定管理者を選定するための委員会を立ち上げ、指定管理者を公募し、決定していく。</p> <p>次に行財政的政構造改革プラン改訂版の説明をする。本日お配りしている、資料1が概要版、2が本編、3が別冊取り組み項目の概要版、4が別冊取り組み項目である。この資料の素案の背景であるが、5ページのように、現行のプランを続ける場合、令和18年度には、実質収支が約83億円のマイナスが予測されるため、今回改定するものである。資料4、取り組み1-4、総人件費の適正化の手法として、指定管理者制度導入が書かれている。5ページ指定管理者制度導入施設の表があるが、下から2段目に図書館について、2023年度4月実施予定の記載がある。13ページ、3の2、公共施設の再構築の項目で、下の表の一番目に、図書館の指定管理者制度導入が挙げられている。改定前のプランでは、導入時期は2022年4月、効果額は26,899千円となっていたが、今回</p>
---	--

<p>会長</p>	<p>の改定で、時期が1年延期の2023年となり、効果額については9,600千円と実態に合わせた額に修正している。1年延期の理由は、指定管理者制度導入に際し、丁寧に説明していく必要があること、令和5年度からとすることで、サラダホールに併設されている文化センターと一体化して指定管理者制度の導入ができるということで、サービス向上やコスト削減を図れると期待している。この行財政構造改革プラン改訂版素案についての住民説明会の日程等も資料の最後にあるので、ご覧いただき、ご参加願えればと思っている。</p> <p>この件について、ご質問、ご意見等願います。</p>
<p>委員</p>	<p>指定管理者制度導入の機能イメージのところは、「あしたの図書館」という言葉が使われているのは違和感がある。この言葉は、岡本真先生が来られてワークショップをした時に、市民と図書館と協働で、市民が育てる図書館のイメージとして出てきた。指定管理者制度ではこういった機能をすべて備えるのは難しい。それと機能イメージの中で図書館担当職員を生涯学習センター機能の中に配置して、指定管理導入後の図書館の運営を担当し、市民ボランティアへの協力助言をするとかあるが、指定管理業者との仲介をするということか。この職員の数は、減少していき、いずれ退職していく。専門性をもった図書館担当職員を、今後、維持できるのか。年数が経てば、図書館のことを知らない市役所の職員になってしまうのではないかと危惧している。生涯学習推進室としてはどうお考えか。</p>
<p>生涯学習推進室長</p>	<p>指定管理者制度導入をした後、当面は図書館担当職員が生涯学習センター的機能の中で、今までの経験を生かして活躍していけると考えている。新規採用後に年数をかけて育成し、それを先輩たちがフォローして継続していくという形が難しい中で、どのように専門性を担保していくのかという時に、これはあくまでもまだ検討段階ではあるが、そのような方を、外部から採用するというようなことも含めて、指定管理者制度と併存できるような採用のあり方を人事担当部局と協議してく予定をしている。</p>
<p>委員</p>	<p>今まで何度も何度もお聞きしているが、「民間のノウハウを生かしたサービスの向上」とは具体的にどういったものをお考えしているのか。</p>

館長	<p>指定管理者制度導入自治体で向上しているサービスの例としては、開館時間や開館日数の増加、イベントの充実という面がある。数多くの指定管理を請け負っているような事業者であれば複数の自治体で同じイベントを効率よく実施できる。そうすることで高額な講師謝礼を分散させることができる。また今回、導入時期を令和5年度からにすることで、文化センターの指定管理の更新時期と合わせることになる。文化センターの持つイベントの専門的なノウハウと図書館運営者と、市が協力して、例えばエントランスを用いたイベントであるとか、それこそ中高生や新規の利用者の開拓など、集客の面で期待することができるかと考えている。</p>
委員	<p>それは今の図書館の運営形態ではできないことか。</p>
館長	<p>今も頑張っているが、イベントに関しては報償費や委託料を伴い、予算に縛られる面がある。他市と一緒にやるとしてもなかなかスムーズに運ばない。開館時間や開館日数に関しては、人件費賃金の縛りがある。小回りのきくサービスができていないというのが現状である。</p>
委員	<p>開館時間については、夜間の時間帯のニーズがどこまであるのか。現状をどう把握されているのか。イベントに関しては、ワークショップで市民が意見を上げたとき、専門的知識を持つ市民を、ボランティア的ではあるが講師として呼んで、協働で実施するという案も出たはずである。それも直営ではできないのか。</p>
館長	<p>直営でできることはやってきたし、今後もやっていく。祝日以外の金曜日土曜日は、午後7時まで2時間長く開館しているが、6時まではそこそこの利用があるが6時から7時の利用は、かなり減る。今以上のニーズはなさそうということから、金曜日土曜日のみとなっている。延長よりも、開館時間の前倒しを希望する声がある。また。文化センターと図書館の休館日がそろっていないときがあるのだが、それは改善していけるかと思う。市民を講師とする講座の構想は、コロナのことがなければ実現ができていたはずのものである。図書館としては、直営であっても指定管理であっても阪南市の図書館であるということは変わらないので、市民の活躍の場を提供し、そこで、図書館も市民も充実した時間や知識を得る場となるような仕組みを指</p>

<p>会長</p>	<p>定管理に移行する前に構築しておきたい。生涯学習センター的機能の中で、公民館も含めて、市民が活躍できる場を作っていきたいと考えている。</p> <p>他の方々のご意見も聞きたいが、いかがか。ご意見、その他ご質問などないか。今回4名の新しい委員の方に加わっていただいた。今までの議論について、周囲の方からお聞きかもしれないが、今日、事務局から「指定管理者制度の運用について」という総務省の通知文と、指定管理者制度に関連する条文を、基礎的な資料としてちょうだいしている。何か館長からこれについて説明等はあるか。</p>
<p>館長</p>	<p>総務省自治行政局長からの「指定管理者制度の運用について」という資料である。裏面の枠に囲った地方自治法第244条の2というのは指定管理者制度の根拠となっており、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは条例の定めるところにより、法人その他の団体において、当該普通地方公共団体が指定するもの、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができるというものである。その運用について行政局長から、平成22年に留意事項が8点挙げられている。</p>
<p>会長</p>	<p>最も重要な根拠となっている法令である。「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは」という、今回のこの政策にいろいろ議論があるが、この条文に照らし合わせてどうかというところを、委員の皆さんにも、よく吟味いただきたい。総務省通知の二つ目に、指定管理者制度は公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものである、つまり安ければいいというものではないということが指摘されている。何のために指定管理者制度にするのかを、根本的な問いとして忘れないように議論を進めていくべきではないか。これは個人的な意見として申し添える。他にご意見、ご質問等はないか。</p> <p>先ほど資料4の構造改革プラン改訂版素案の13ページ、取り組み目標効果額が、26,900千円から、9,600千円になったというところで実態に合わせて修正をしたという説明があったが、その意味を教えてほしい。また、資料3に学習生涯学習センター機能があり、生涯学習推進室長から、プロパー職員を置いて、指導、助言をすると説明があったが、その人件費はどんな計算に</p>

<p>館長</p>	<p>なっているのかと、これを含んでも削減効果は生まれているのか、この2点について聞きたい。</p> <p>改訂版の数字の根拠は、他の自治体で指定管理者制度を請負っている民間事業者3社から見積もりを徴取し、その3社の平均額を元に算出している。生涯学習センター的機能の中の司書の人件費については、9,600千円の効果額には含まれていない。令和元年度ベースだと、阪南市の職員人件費は8,854千円で、約9,000千円弱となり、1人当たり9,000千円弱の人件費が生涯学習センター的機能の中の職員にかかる。指定管理者制度にすることでの図書館運営費については、9,600千円の効果が出るが、教育委員会事務局の職員の人件費は別途必要となる。</p>
<p>委員</p>	<p>当面生涯学習センター機能として図書館担当の職員は、何名ぐらい配置を予定しているのか。人数によっては、効果額が効果額でなくなるというか、直営のままでも、総額予算的にはやっていけるのではないかという議論も成り立つと思うが、いかがか。</p>
<p>生涯学習推進室長</p>	<p>ご指摘については、その通りである。現在の職員を解雇してということであれば、効果額が発生するが、現在の職員については、この図書館担当職員になるか、他の部署の公務員として勤務し続ける。生涯学習センター的機能として何人配置するのも、今の段階で明確にお答えできない。いずれにしてもこの指定管理者制度を導入した過渡期については、指定管理者の経費と担当職員の人件費等が二重に発生する形になる。ただ、今回指定管理者制度の導入に踏み切った一つの大きな要因としては、令和18年には、多額の累積赤字が発生するという背景に、これを少しでも減らしていくべく実施していく取組みの一つとして、図書館の指定管理者制度の導入により、正規職員を減らしていく方策となっている。短期間のスパンで見ると、効果額は十分には発生しないが、指定管理者制度の導入によって、直営でのプロパーの雇用・任用をストップし、指定管理者の方にシフトしていくことによって、徐々に効果額が出てくるという枠組みになっている。</p>
<p>会長</p>	<p>他の委員の皆さんはいかがか。</p>
<p>委員</p>	<p>5年後に委託費が上がるということは考えられないのか。</p>

館長	可能性はある。
委員	コストカットのための導入の意味がなくなってしまうのではないか。
生涯学習推進室長	<p>人件費の削減が指定管理者制度の一つの大きな目的ということもご説明させていただいた。最低賃金などが上がっていけば、指定管理委託料に含まれる指定管理者の職員の人件費も上がっていく。直営で実施していく場合、プロパーの職員も、いわゆるアルバイト職員人件費も、最低賃金が上がれば上がっていく。その部分がどこまで効果額に影響与えるのかということもあるが、一つ間違いなく大きいのが、先ほど館長が申しあげたように、正規職員1人当たりの人件費については年間900万弱かかってくるので、その差額をすべて相殺してしまうほどの委託料の値上げ、というのは考えにくいのではないかということである。指定管理者制度導入のメリットとして、人件費の削減というのは、当面、維持されるものと思っている。</p>
会長	他の委員の皆さんいかがか。
委員	<p>中高生の利用実績等が低く、自動車文庫も高齢者や小さな子どもを対象をシフトしていく中で、電子書籍等の導入も考えられているようだが、実際に中高生がそれをどれぐらい利用していくのか。利用実績が芳しくなかった場合、その利用実績に合わせてラインナップがシフトされていくのか。蔵書構成面もコストパフォーマンスのよい年齢層に沿うようにシフトしていくものなのか。利用は少なくとも一定を保っていただけるものなのか、今お話を聞いていて懸念するところである。</p>
館長	<p>図書館は書店ではないので、利用が少ないから切り捨てるということはしない。赤ちゃんから、お年寄りまで、どの世代にも利用していただける本をそろえていくことは図書館の使命だと考えている。収集方針等は明文化し、指定管理になってもそこは、維持していくべきものだと考えている。それを利用していただくための働きかけの不足については先ほどご指摘いただいたところであり、努力を重ねていきたい。</p>
委員	着任したばかりでわからないのだが、学識経験者の方に直営

会長

と指定管理のメリット、デメリットを教えてください。

直営の場合、経験を積んだ職員が、行政の中のいろいろな部署等と緊密になっていくという形で、単に本を貸し出しするだけではなく、地域の教育や文化に加えて、例えば産業振興であるとか、高齢者の方々に関する様々な問題を地域で支えていくというときの学びの材料であるとか、コミュニケーション自体を作っていくというようなことを、市民と一緒にできるということが言われている。

すべて指定管理制度がそうだということではないが、例えば、認知症サポーター養成講座を図書館でやりたいと考えたときに、直接、健康福祉部の担当者と電話ができなくて、まず発注者である生涯学習課長に相談をして、その課長にはそこまでしなくてもいいと言われる、あるいは仕様書にそこまで書いてないから必要ないと言われる、するともうそれ以上、進めることができなくなる。佐賀県の武雄市図書館の指定管理も当初いろいろな批判もあったが、企業努力をして、行政や市民との連携も含め、認知症サポーター養成講座やブックスタートを実施している。指定管理者だからできないということではないし、直営だからできているかというところを決してそうではない。図書館の政策がないところ、図書館の職員、専門家をちゃんと大事にしていないところは、そういう連携が全くできていない。むしろ指定管理者制度になることによって、市民との連携が少し生まれるとか、貸出が増えるということはある。そしてそれによってサービスが向上する。この資料にもあるように民間のノウハウを生かしてサービスが向上するという場合は、それなりの経験を積んだ、しっかりした事業者が取り組むということ。そもそも自治体による図書館の運営があまり良くないところが指定管理になった結果である。

阪南市の図書館は、直営でよいサービスをしている。財政的な事情さえなければ指定管理にする理由はどこにも見つからない。この資料3について大きな矛盾は、民間の力を生かしてサービスを向上できるような事業者の仕事をしてもらうのであれば、協力や助言をする職員などいない。さらには先ほど来ずっとご説明いただいているのは、令和何年かに非常に財政難になる、これを何とかするには、固定費を下げるしかないという現実的な問題があるという、わかりやすい事情である。だからといって国民の教育と文化の発展に寄与する図書館を、丸ごと民間事業者に移すというようなドラスティックな方法で、全職

委員	<p>員を正規でなくすということが果たして妥当なのかどうかということ。指定管理者制度が始まって、まだ20年経っていない。やっぱりうまくいかないからといって直営に戻す自治体も出てきている。そのようにまだ政策として、しっかりと議論、検証がされてないので、慎重にやるべきではないかというのは個人的な意見としてずっと申しあげていた。</p> <p>ご質問のところに戻るが、そういう対比によって、すごく良くなったというところもあれば、そうでないところもあるということである。荒っぽい説明になったが大体ご理解いただけたか。</p> <p>今ある図書館は全国的に見ても素晴らしい。指定管理者になると、経験を積んでない方が来られるかもしれない、人も集まらないかもしれない。指定管理者制度の雇用条件が非常に厳しいので、導入後、働いている方々が定着しないという懸念もある。図書館サービスがどんどん低下してしまうのではないかと心配する。</p>
会長	<p>時間も少なくなってきたので他にまだご発言のない方、とりわけボランティア団体ですとか友の会の皆様、今回この「あしたの図書館」機能図では、大きな役割を担うようなイメージになっている。ご意見をいただければと思うがいかがか。</p> <p>では指名させていただいて、図書館フレンズ代表の委員から、もし何かあれば、ご発言いただきたい。</p>
委員	<p>指定管理者制度が導入されたとして、図書館業務でどうして利益があがるのか、不思議に思う。指定管理者になってもボランティア活動ができるのか、ということが不安である。私は本の修理を担当しているが、材料に関して、節約しながら使っている。他のボランティアの方も、力を尽くしている方ばかりなので、ボランティアという立場が、存在としてどうしたらいいのかというのがわからない。</p>
会長	<p>これについては事務局の方から何か答弁はあるか。</p>
館長	<p>図書館フレンズをはじめ、ボランティアの皆さんには本当に日々お世話になっており、それなくして図書館は回っていかない。毎日何人ものボランティアの方が本の整理や修理をしてくださっている。またそれを楽しんでくださっているという</p>

	<p>ことが、私たちにとって励みにもなっている。指定管理になっても継続していきたい部分である。指定管理者に委託するにあたって、仕様書・協定書等、引き継ぎの段階で、信頼関係を形づくれるよう、市の職員として、仲立ちする。また、何か問題があったら、こちらをサポートするつもりである。</p>
<p>会長</p>	<p>図書館フレンズ代表委員よろしいか。では、みんなの図書館代表委員いかがか。</p>
<p>委員</p>	<p>私は「おはなしでてこい」というボランティアグループにも入っている。子どもたちにお話を語ったり読み聞かせをしたりするグループだが、阪南市立図書館の事業として、職員がぎりぎりの人数でやっているから、私たちも手伝おうと思った。営利目的の企業をなぜ手伝わなければならないのか。ボランティア活動がその図書館の評価になり、指定管理者もいろいろやってくれているからよいのではないか、となることに非常に矛盾を感じている。だから私たちは、指定管理になった時点で、グループをとく。そして、指定管理になってもボランティアをしたいという方があれば、それはそれでやっていただく、となった。</p> <p>それともう一つ、図書館の機能イメージ案で、学校図書館の資料の充実等を書かれているが、そこで働く司書への支援や研修について一言も書かれてないのはどういうことか。</p> <p>また、生涯学習センター的機能のために、図書館担当職員司書を配置するとなっているが、何年か後に定年で退職となったときどうするのか。司書の専門性を担保するために、新しく雇用するのか。市役所の職員の中で司書資格を持つ者や異動を希望するものを募って、今の段階で図書館に張り付かせて、研修して育てて欲しいと思った。現職の司書たちのスキルを次に伝えられないということは残念なので、それを生かす方法を考えていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>今のご意見に対して、何か答弁はあるか。</p>
<p>館長</p>	<p>ご意見肝に銘じて考えていきたい。先ほどの図書館フレンズ代表委員の利益を生まない図書館を指定管理にして、どういう意味があるのかという質問だが、総人件費の適正化が行革プランの取組としてあった。現在の職員は年齢が高くなってきており、数年のうちに退職していく。その辺が先ほどから言われて</p>

	<p>いるSNSへの対応であるとか、新たなICTを活用したPRとかに遅れをとっている部分でもある。指定管理者制度を導入することで司書という専門性を持ったスタッフを配置し続けることができるというメリットがある。指定管理になった他の自治体の図書館のホームページ等のコンテンツを見てみると、今まではなかったツイッターやインスタグラム等をふやしている。それは直営でもできるはずだが、実際問題として、現在の職員は手一杯のところがあり、広げていくことができていない。指定管理者制度に移行することで、今はできていないサービスが広がるという可能性は、あると思っている。</p>
委員	<p>高校の食堂の方がSNSを始めて、それに記事を書いたらやはりすごく反応があった。生徒たちは、先生の話はあまり聞かないが、SNSは見ている。大変な仕事量になると思うが、そういうことに慣れた方は簡単にできると思う。そこをボランティアの方をお願いすることはできないのか。</p>
会長	<p>あと本のリサイクル運営委員会から、委員として何かご意見はないか。</p>
委員	<p>図書館の除籍本をいただくことができれば、私たちは運営できるのだが、そこが継続されるのかが一番の心配である。どんなタイプの指定管理業者が来るのかわからないし、意見も言いにくい。このまま直営であればもちろん運営はできるが、結局指定管理になるという、諦めもあるので何とも言えない。</p>
会長	<p>何か答弁はあるか。</p>
館長	<p>図書館の除籍本に関しては、スペースのこともあり、新たに入った本の分だけ除籍していくというのは変わらない。要綱で、本のリサイクル運営委員会に譲渡する仕組みを作っているので、変わらず提供できるものと考えている。</p>
会長	<p>本日初参加の小学校代表委員、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
委員	<p>僕は初めての勤務地の熊取町で図書館を知った。約10年勤務後、岬町に転任したが、そこには公立図書館がなく、熊取町が恵まれていたと気づいた。学校司書も、中学校と小学校兼任で行き</p>

	<p>来しており、週に3回来てもらえる年が3年毎に回ってくる状態だった。子どもたちに本を読む習慣がなかった。その後、阪南市に配属されて、1年目に学校図書館の担当になり、購入する本の選書を考えなければならなくなった。経験がないので、予算をうまく活用できていないと思った。移動図書館ふれあい号が放課後、小学校の玄関前に止まるが、子どもたちが図書カードを持って集まる姿に驚きを感じた。小学校の近隣に住んでいる子や、留守家庭児童会の子どもたちがよく利用していた。学校司書は毎日勤務してほしい。本の帯コンクールなどの読書の取り組みの話をするときに、毎年担当が変わってしまうとか、出勤日ではない日があるのは、厳しい。図書館は本を読むだけの場所ではなく、居場所にもなっている。司書と話すことを楽しみに来る子もいる。学校の作りを見て、図書館は三階の端などの行きにくい場所にあると思った。指定管理者制度で何がかわるのか想像がつかない。本を読む環境としてふれあい号の存在は子どもにとって大きいと、三つの市町で勤務して感じた。子どもたちに、指定管理者制度がプラスになるとよいと思った。</p>
会長	<p>指定管理者制度の問題について、学識経験者の委員から何かあるか。</p>
委員	<p>指定管理者は大体5年ごとの更新である。5年で業者が変わるかもしれないと思いながら、その業者を選ぶ。長期的な視点に立っての計画が立てにくい。民間のノウハウと言っても、予算内でしかできないと必ず言われる。府立図書館はカウンター業務など一部だけの業務委託だが、最近では人件費が上がって、以前の金額では受けられないといわれる。民間だから、金額を上げられないのなら、事業を減らせ、となる。他の地域でも、応募がないと聞く。契約中の5年間でも状況はどんどん変化していく。指定管理者は仕様書に記載されていることしかできないので、限られた予算の中で、各部局にお伺いを立てながらでないと動けない。直営の職員であれば、すぐに動けるというメリットはある。その辺も考慮されて、市民の方が決められるように、情報をきちんと出して説明し、選んでもらえるように進めていただきたいと思う。</p>
会長	<p>他に何かないか。</p>

<p>案件 4</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>その他 (特になし)</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただく。事務局から次回の会議の日時についての連絡があるとのことで、よろしく願います。</p> <p>次回の会議は、令和3年10月21日木曜日、第3回の会議は令和4年の2月ごろを予定している。10月21日の会議の場所は、今回と同じ全員協議会室を予定している。万障繰り合わせの上ご出席よろしく願います。</p> <p>ではこれで閉会とする。</p>
--	--